

○神戸親和大学学則（案）

昭和41年4月1日

制定

最新改正 令和6年 月 日

第1章 総則

第1条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、建学の精神に基づき、社会の発展方向を広く視野におき、学芸に関する多様な教育研究を通して豊かな教養を培い、専攻に係る学識を深めることによって、総合的判断力をもち主体的に社会に対応できる人間を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は、その教育研究の水準の向上を図り、前条に掲げる教育目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学に次の学部及び学科を置き、それぞれの教育目標を定める。

(1) 文学部

豊かな教養と専門知識をもち、多様な価値観を持つ人々と共生できる柔軟な考え方と広い視野を持つ人材、様々な社会の文化や個人が抱える課題の解決に貢献できる人材を育成する。

ア 国際文化学科

国際的な視野に立ち、日本語運用能力・英語コミュニケーション能力・情報活用能力を高め、異文化間の双方向的な交流・活動を行うことのできる人材を育成する。

イ 心理学科

心理学的な視点や手法を用いて様々な組織や企業の活動をサポートし発展に貢献できる人材、又は心理臨床の知識と技術をもとに、自己及び人々の心身の健康と共感的で円滑な人間関係の構築に貢献できる人材を育成する。

(2) 教育学部

豊かな教養と専門的知識をもち、他の人々と協力して人間の発達と教育にかかる課題に取り組み、その解決に持続して努力できる人材、さらにそのような協働の活動においてイニシアティブのとれる人材を育成する。

ア 教育学科

子どもの教育と発達に関する専門的知識と技能をもった実践力のある人材を育成する。

イ スポーツ教育学科

現代社会におけるスポーツと人間発達並びにその教育に関わる諸問題に対応できる専門知識と技能を有し、学校や地域社会においてスポーツ教育を担う人材を育成する。

2 学生の定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	編入学定員（3年次）	収容定員
文学部	国際文化学科	48名	—	192名
	心理学科	60名	—	240名
教育学部	教育学科	180名	20	760名
	スポーツ教育学科	87名	—	348名
合計		375名	—	1,540名

3 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

4 編入学生の修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は、4年を超えることはできない。

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別にこれを定める。

第2条の3 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部の組織等については、別にこれを定める。

第2条の4 本学に神戸親和大学附属親和幼稚園を置く。

2 神戸親和大学附属親和幼稚園の園則及び組織等については、別にこれを定める。

第3条 削除

第3章 学年、学期及び休業日

第4条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 本学の学年を次のとおり2学期に分ける。

(1) 春学期は、4月1日から9月30日までとする。

(2) 秋学期は、10月1日から翌年3月31日までとする。

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 大学開学記念日（6月6日）及び親和学園創立記念日（10月25日）。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、その翌日を休業日とする。

- (4) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 春期休業日 3月10日から3月31日まで

2 学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

3 特別の事情がある場合は、休業中でも授業、実験又は実習を行うことができる。

第4章 教育課程及び授業科目

第7条 本学の教育課程は、共通教育科目群と専門教育科目群から成る。

- 2 前項の教育課程の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 3 第1項の教育課程のほかに、教職課程、司書課程、司書教諭課程及び保育士課程を置く。

第8条 学生は、卒業に必要な単位として、次の各号に定める単位数を含み124単位を修得しなければならない。なお、教育上有益と認める場合は、他学科科目、第7条第3項に規定する科目、本学通信教育部開設科目及び第14条第1項に規定する科目の修得単位を別に定める範囲で卒業に必要な単位に含めることができる。

(1) 文学部

ア 国際文化学科

共通教育科目群から、必修科目10単位、選択科目10単位以上を修得すること。

専門教育科目群から、必修科目32単位、選択科目40単位以上を修得すること。

イ 心理学科

共通教育科目群から、必修科目10単位、選択科目10単位以上を修得すること。

専門教育科目群から、必修科目34単位、選択科目42単位以上を修得すること。

(2) 教育学部

ア 教育学科

共通教育科目群から、必修科目10単位、選択科目10単位以上を修得すること。

専門教育科目群から、必修科目33単位、選択科目18単位以上を修得すること。

イ スポーツ教育学科

共通教育科目群から、必修科目10単位、選択科目10単位以上を修得すること。

専門教育科目群から、必修科目32単位、選択科目24単位以上を修得すること。

2 履修方法については、別にこれを定める。

3 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）等に従って、別表第2—1に定める

教職課程の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

(1) 教育学部

教育学科

小学校教諭 1 種免許状

幼稚園教諭 1 種免許状

特別支援学校教諭 1 種免許状

高等学校教諭 1 種免許状（国語）

中学校教諭 1 種免許状（国語）

高等学校教諭 1 種免許状（数学）

中学校教諭 1 種免許状（数学）

高等学校教諭 1 種免許状（英語）

中学校教諭 1 種免許状（英語）

スポーツ教育学科

高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）

中学校教諭 1 種免許状（保健体育）

5 司書の資格を得ようとする者は、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項第2号等に従って、別表第2―2に定める司書課程の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

6 司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第4項の規定により、別表第2―3に定める司書教諭課程の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

7 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号の規定により、別表第2―4に定める科目の単位を修得しなければならない。科目の履修については、別にこれを定める。

第9条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第9条の2 各科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内

容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 外国語、講読及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 課程修了の認定及び学位

第11条 学生は、所定の期日内に履修しようとする授業科目を届け出て、承認を得なければならない。

第12条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験の方法は、筆記、口述、実技その他適当な方法による。
- 3 試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 その他試験に関する規定は、別にこれを定める。

第13条 本学1年次入学以前に、本学及び他の大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

第14条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生（編入学生は除く）に当該大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により修得した単位は、45単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。
- 3 第13条及び前項により修得したものとして認定する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 第1項の履修については、別にこれを定める。

第15条 在学期間が4年以上で、第8条に規定する単位数を修得した者を卒業とする。

第16条 本学卒業者に対し、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規程は、別にこれを定める。

第6章 入学、休学、退学、復学、再入学、編入学、転学部・転学科、転籍、転学、

留学及び除籍

第17条 本学の入学は、毎学年度始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がないときは、秋学期の始めに入学することができる。

第18条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を卒業した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると本学において認めた者

第19条 入学志願者に対して入学試験を行う。

第20条 入学志願者は、入学願書に出身学校長の学業成績調査書及び別に定める入学検定料を添えて本学に提出しなければならない。

第21条 入学試験に合格し、所定の期日までに別に定める学費を納付した者には入学を許可する。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに保証書その他入学に関する必要な書類を提出しなければならない。

3 保証人は父母又は近親者であって、学生の在学中における一切の事項に関し、連帯の責任を負うものとする。

第22条 入学を許可された者は、宣誓を行わなければならない。

第23条 入学を許可された者には、本学所定の学生証を交付する。

2 学生は、学生証を所持していなければならない。

第24条 学生は、入学後速やかに健康診断を受けなければならない。

第25条 病気又はやむを得ない事由により3箇月以上欠席しようとするときは、保証人連署の上、学長に休学を願い出ることができる。病気の場合は、診断書の添付を必要とする。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第2条及び第15条に規定する在学期間に算入しない。

第26条 休学の事由がなくなったときは、保証人連署の上、学長に復学を願い出ることができる。病気で休学の場合は、診断書の添付を必要とする。

第27条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

第28条 転学部・転学科を希望する者があるときは、審議の上、第1年次又は第2年次の終了時に許可することがある。

第28条の2 転籍を希望する者があるときは、審議の上、許可することがある。

2 転籍に関する取扱いは、別にこれを定める。

第29条 学費の滞納者は、除籍する。

2 その他の事由による除籍については、別にこれを定める。

3 前2項に関する取扱いは、別にこれを定める。

第30条 退学した者又は除籍された者が同一学科に再入学を希望するときは、第19条の定めにかかわらず、2年以内に限り審議の上、許可することがある。

第31条 本学へ編入学を希望する者があるときは、その理由、学力等を考査し、許可することがある。

2 編入学を許可された者の出身大学等における既修得単位については、全部又は一部を本学において修得したものとして認定することができる。

3 編入学に関する規程は、別にこれを定める。

第32条 本学から他の大学へ転学する者は、本学を退学するものとする。

第33条 外国の大学等に留学を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 留学期間は第2条及び第15条に規定する在学期間に1年を限度として算入することができる。

3 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第7章 学費

第34条 学費とは、入学金、授業料、施設設備充実費、教育充実費、転籍料、聴講料、科目等履修登録料及び科目等履修授業料とする。

第35条 学費の納入期日は、別にこれを定める。

第36条 学費の納入は、所定の手続を経て延納又は分納とすることができる。

2 前項の延納及び分納に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第37条 第5条に定める学期の途中において退学を許可された者又は他の大学に転学を許可された者及び懲戒を受けた者であっても、その期の学費は定めのとおり納付しなければならない。

第38条 既納の入学検定料及び学費は、返還しない。

第39条 学費に関する規程は、別にこれを定める。

第8章 外国人学部留学生及び交換留学生

第40条 外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者又はこれと同等以上の資格ある者が、本学学部に入學を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書のあるものに限り、選考の上、許可することがある。

2 前項の外国人学部留学生に対しては、第7条に規定する授業科目を置く。

第41条 前条の入學を志願する外国人に関する事その他外国人学部留学生の取扱いについて必要な事項は、神戸親和大学外国人学部留学生取扱規程（平成9年7月25日制定）に定める。

第41条の2 本学と交換留学に関する協定のある外国の大学の学生で当該大学の推薦のある者が本学学部に入學を志願するときは、教授会の議を経て、交換留学生として入學を許可することがある。

2 交換留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第9章 聴講生及び科目等履修生等

第42条 特定の授業科目について聴講を希望する者があるときには、学生の学習を妨げない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

第42条の2 本学と教学に関する協定のある高等学校の生徒で当該高等学校の推薦のある者が特定の授業科目について聴講を希望するときは、教授会の議を経て、特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 特別聴講生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第43条 特定の授業科目についての履修を希望する者があるときには、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

第43条の2 本学と教学に関する協定のある大学若しくは短期大学の学生（男子学生を含む。）で、当該学校の推薦のある者が特定の授業について科目等履修を希望するときは、教授会の議を経て、特別科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第10章 職員組織及び教授会

第44条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、司書、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。

第45条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、全学教授会、学科会議、構成委員会及び大学院に置く研究科委員会、専攻会議、大学院担当教員選考委員会から構成する。

- 3 教授会に関する規程については、次条を除き別にこれを定める。

第46条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、研究科長、学科長、専攻主任及び学則第47条、第48条に定める組織の長（ただし、キャリアセンター長は除く）（この項において以下、「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

第11章 附属図書館

第47条 本学に附属図書館を付設する。

- 2 附属図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第12章 学習教育総合センター、国際教育研究センター、キャリアセンター、地域連携センター、教職課程・実習支援センター、スポーツセンター、国際・留学センター及び心理・教育相談室

第48条 本学に学習教育総合センター、国際教育研究センター、キャリアセンター、地域連携センター、教職課程・実習支援センター、スポーツセンター、国際・留学センター及び心理・教育相談室を置く。

- 2 学習教育総合センター、国際教育研究センター、キャリアセンター、地域連携センター、教職課程・実習支援センター、スポーツセンター、国際・留学センター及び心理・教育相談室に関する規程は、別にこれを定める。

第13章 厚生保健施設

第49条 本学に職員及び学生の保健医療のため、保健室を置く。また、本学学生の便宜のため学生寮を付設する。

2 学生寮に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 賞罰

第50条 学業優秀、品行方正にして他の模範となる者に対しては、表彰することができる。

第51条 本学の学生にして本学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分にもとる行為があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、これに懲戒を加えることができる。

2 懲戒に関する規程については、別にこれを定める。

附 則

(省略)

附 則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、平成5年度以前に入学した学生は、校名について神戸親和女子大学の適用を受けるほかは、それぞれ入学年度における親和女子大学学則の定めによる。

附 則

(省略)

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日より施行する。

2 改正前の英文学科は、第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する学科又は在学する者については、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、平成10年度から平成11年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員
国文学科	110名
英米学科	110名
児童教育学科	150名
人間科学科	100名

合計	470名
----	------

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科	平成12年度入 学定員	平成13年度入 学定員	平成14年度入 学定員	平成15年度入 学定員	平成16年度入 学定員
国文学科	110名	110名	100名	90名	85名
英米学科	95名	80名	75名	70名	60名
児童教育学科	150名	150名	150名	150名	150名
人間科学科	100名	100名	100名	100名	100名
合計	455名	440名	425名	410名	395名

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第41条の2の規定は、平成12年10月1日から適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科	平成13年度入学 定員	平成14年度入学 定員	平成15年度入学 定員	平成16年度入学 定員
国文学科	85名	75名	70名	60名
英米学科	80名	75名	65名	60名
児童教育学科	150名	150名	150名	150名
人間科学科	125名	125名	125名	125名
合計	440名	425名	410名	395名

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 セメスター制度実施に伴う第4章第7条に規定する教育課程の適用及び移行措置について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学科	平成15年度入学定員	平成16年度入学定員
児童教育学科	150名	150名
総合文化学科	90名	75名
心理臨床学科	100名	100名
福祉臨床学科	70名	70名
合計	410名	395名

- 3 平成15年4月から国文学科、英米学科及び人間科学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、当該3学科における3年次編入については、平成17年4月から学生募集を停止する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月から文学部児童教育学科、心理臨床学科及び福祉臨床学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、当該3学科における3年次編入については、平成19年4月から学生募集を停止する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第8条及び別表第1―4の卒業所要単位3については平成19年度生から適用する。
- 3 第28条、第28条の2、第34条、第46条(6)については、平成20年2月22日より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2項別表第1―5、第8条第3項別表第2―1の表中「教科に関する科目・福

社臨床学科」、第8条第9項及び同項別表第2―6、第8条第10項別表第2―7については、福祉臨床学科の3年次編入学生においても適用する。

- 3 第14条については、平成21年4月1日現在において本学に在籍する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年6月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成24年4月1日現在2年次以上に在籍する学生の第7条別表第2―2司書課程の単位認定及び履修方法については、別にこれを定める。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日をもって、神戸親和女子大学教育専攻科規程（平成5年10月29日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年12月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月から発達教育学部福祉臨床学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 平成30年度以前の入学生に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年2月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から発達教育学部心理学科の学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。
- 3 第8条(1)アの単位数については、令和3年2月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- １ この学則は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ この学則施行の際、令和４年度以前に入学した学生は、校名について神戸親和大学の適用を受けるほかは、それぞれ入学年度における学則の定めによる。

附 則

- １ この学則は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ 別表第２－１については、令和５年２月１７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

授業科目・単位表

別表第１－１ 共通教育科目群

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
(ベーシック・スキル)			外国人学部留学生の履修方法については、神戸親和大学外国人学部留学生の履修に関する内規（平成11年2月26日制定）によるものとする。
基礎演習Ⅰ	1		
基礎演習Ⅱ	1		
健康行動学	2		
ICT基礎Ⅰ	1		
ICT基礎Ⅱ	1		
総合英語Ⅰ	1		
総合英語Ⅱ	1		
ワーク&ライフデザインⅠ	1		
ワーク&ライフデザインⅡ	1		
(リベラルアーツ)			
Interactive English Ⅰ		1	
Interactive English Ⅱ		1	

Interactive English III	1	
Interactive English IV	1	
Interactive English V	1	
Interactive English VI	1	
Face to Face English	1	
留學英語	1	
中国語 I	1	
中国語 II	1	
韓国朝鮮語 I	1	
韓国朝鮮語 II	1	
哲学	2	
心理学概論	2	
文学と文化	2	
法学	2	
社会学	2	
日本国憲法	2	
政治学	2	
経済学	2	
ボランティア実習	1	
世界の現状と課題	2	
情報と社会	2	
現代と金融	2	
人権問題	2	
高大連携科目	1	
女性学	2	
少子社会	2	
基礎体育学	1	
物理学	2	
栄養学	2	
数学	2	
地球環境	2	

神戸学	2	
多文化社会	2	
国際理解教育論	2	
海外語学研修	3	
アジア文化研修	2	
情報科学	2	
メディア・リテラシー論	2	
AIとデータサイエンス	2	
情報数学	2	
情報処理演習A	2	
情報処理演習B	2	
(キャリアデザイン)		
プロジェクトベ이스トレーニング基礎A	2	
プロジェクトベ이스トレーニング基礎B	2	
キャリアデザインA	1	
キャリアデザインB	2	
職業能力基礎A	2	
職業能力基礎B	2	
実践教育活動A	1	
実践教育活動B	1	
実践教育活動C	1	
実践教育活動D	1	
資格認定科目A	2	
資格認定科目B	2	
資格認定科目C	2	
インターンシップA	1	
インターンシップB	1	
(日本語コミュニケーション)		
アカデミック・ジャパニーズⅠ	1	外国人学部留学生対象
アカデミック・ジャパニーズⅡ	1	
アカデミック・ジャパニーズⅢ	1	

アカデミック・ジャパニーズⅣ	1	
アカデミック・ジャパニーズⅤ	1	
アカデミック・ジャパニーズⅥ	1	
総合日本語Ⅰ	1	
日本語（漢字・語彙）	1	
総合日本語Ⅱ	1	
日本語（文法）	1	

別表第1ー2 文学部 国際文化学科専門教育科目群

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
(基本科目)			
国際文化概論	2		
国際ボランティア論	2		
情報とコミュニケーション	2		
日本文化史	2		
TOEICⅠ	1		
TOEICⅡ	1		
異文化コミュニケーション論	2		
東アジア文化論	2		
(演習科目)			
国際文化基礎演習Ⅰ	2		
国際文化基礎演習Ⅱ	2		
国際文化専門演習Ⅰ	2		
国際文化専門演習Ⅱ	2		
国際文化専門演習Ⅲ	2		
国際文化専門演習Ⅳ	2		
卒業研究	6		
(基幹科目)			
日本語リーディング&ライティングⅠ		1	

日本語リーディング&ライティングⅡ	1	
日本文学史	2	
日本文学概論	2	
日本語学概論	2	
漢文学概論	2	
日本語音声学	2	
日本語表現法	2	
書道	1	
日本語教授法（初級）	2	
日本語教授法（中上級）	2	
コースデザインと多文化協働	2	
日本文化体験	2	
社会言語学	2	
長期留学事前指導	1	
長期留学Ⅰ	13	
長期留学Ⅱ	13	
英語発音トレーニング	1	
English Vocabulary Building	1	
TOEFLⅠ	1	
TOEFLⅡ	1	
中国語コミュニケーションⅠ	1	
中国語コミュニケーションⅡ	1	
中国語コミュニケーションⅢ	1	
中国語コミュニケーションⅣ	1	
情報基礎論	2	
情報社会への参画と倫理	2	
情報ビジネス論	2	
プログラミングⅠ	2	
プログラミングⅡ	2	
ウェブデザイン	2	

デジタル表現	2	
プロジェクトベ이스トラーニング演習Ⅰ	2	
プロジェクトベ이스トラーニング演習Ⅱ	2	
情報と統計	2	
情報とデザイン	2	
色彩学	2	
(学部内共通科目)		
デザイン思考論	2	
社会イノベーション論	2	
プレゼンテーションの技法	2	
ビジネス心理学	2	
経済心理学	2	
マーケティング論	2	
(発展科目)		
日本文学講読（古典）	2	
日本文学講読（現代）	2	
日本文学講義	2	
日本語文法（古典）	2	
日本語文法（現代）	2	
書道史	2	
日本語史	2	
漢文学講読	2	
文章の技術	2	
話し方の技術	2	
マンガ・アニメと日本のポピュラーカルチャー	2	
日本語教育実習（海外）	2	
日本語教育実習（国内）	2	
TOEICⅢ	1	
TOEFLⅢ	1	

TOEFLIV	1	
日英翻訳ワークショップ	1	
日英通訳ワークショップ	1	
ビジネス英語	1	
観光英語	1	
英語プレゼンテーション	2	
中国語プレゼンテーション	2	
<u>比較文化論</u>	<u>2</u>	
英語学概論	2	
英語文学概論	2	
英語文学作品研究A	2	
英語文学作品研究B	2	
貿易実務	2	
WEBプログラミング入門	2	
ネットワークと情報セキュリティ	2	
コンピューターグラフィックス	2	
色彩心理学	2	
デジタルと文化	2	

別表第1—3 文学部 心理学科専門教育科目群

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
(基本科目)			
臨床心理学概論	2		
発達心理学概論	2		
感情・人格心理学	2		
心理学実験・実習A	1		
心理学実験・実習B	1		
学習・言語心理学	2		
社会・集団・家族心理学	2		

心理学研究法Ⅰ	2	
心理学の支援法	2	
(演習科目)		
心理学基礎演習Ⅰ	2	
心理学基礎演習Ⅱ	2	
心理学専門演習Ⅰ	2	
心理学専門演習Ⅱ	2	
心理学専門演習Ⅲ	2	
心理学専門演習Ⅳ	2	
卒業研究	6	
(基幹科目)		
経営学	2	
企業分析論	2	
広告心理学	2	
消費者心理学	2	
産業・組織心理学	2	
キャリア支援の心理学	2	
社会心理学実験・実習	1	
知覚・認知心理学	2	
色彩心理学	2	
色彩学	2	
音楽心理学	2	
心理学プログラミング実習	1	
発達臨床心理学Ⅰ	2	
発達臨床心理学Ⅱ	2	
臨床心理学実習	1	
カウンセリング	2	
精神疾患とその治療	2	
心理的アセスメント	1	
青年心理学	2	

福祉心理学	2	
障害者・障害児心理学	2	
司法・犯罪心理学	2	
関係行政論	2	
公認心理師の職責	2	
心理演習	2	
心理実習	2	
子ども実習	1	
神経・生理心理学	2	
健康・医療心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	2	
(学部内共通科目)		
デザイン思考論	2	
社会イノベーション論	2	
プレゼンテーションの技法	2	
ビジネス心理学	2	
経済心理学	2	
マーケティング論	2	
(発展科目)		
粧いの心理学	2	
家族心理学	2	
子どもから見た世界	2	
発達心理学	2	
教育・学校心理学	2	
神経心理学	2	
自然環境と心理	2	
スポーツ心理学	2	
英書講読A	2	
英書講読B	2	
情報と統計	2	

心理学統計法	2	
多変量解析	2	
心理学研究法Ⅱ	2	
心理学実験	1	
海外心理学研修	3	

別表第1—4 教育学部 教育学科専門教育科目群

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
(基本科目)			
<u>教育原理</u>	<u>2</u>		
<u>教職論</u>	<u>2</u>		
<u>教育社会学</u>	<u>2</u>		
<u>教育心理学</u>	<u>2</u>		
<u>特別支援教育入門</u>	<u>1</u>		
<u>教育方法・ICT活用論</u>	<u>2</u>		
<u>教育相談</u>	<u>2</u>		
<u>人権教育</u>	<u>2</u>		
(演習科目)			
教育学基礎演習Ⅰ	2		
教育学基礎演習Ⅱ	2		
教育学専門演習Ⅰ	2		
教育学専門演習Ⅱ	2		
教育学専門演習Ⅲ	2		
教育学専門演習Ⅳ	2		
卒業研究	6		
(基幹科目)			
<u>教育課程論</u>		<u>2</u>	
<u>道德教育の指導法</u>		<u>2</u>	
<u>総合的な学習の時間の指導法</u>		<u>1</u>	

<u>特別活動の指導法</u>	<u>2</u>	
<u>生徒・進路指導論</u>	<u>2</u>	
国語	2	
社会	2	
算数	2	
理科	2	
生活	2	
音楽Ⅰ	1	
音楽Ⅱ	1	
図画工作Ⅰ	1	
図画工作Ⅱ	1	
家庭	2	
体育Ⅰ	1	
体育Ⅱ	1	
外国語（英語）	2	
教科教育法・国語	2	
教科教育法・社会	2	
教科教育法・算数	2	
教科教育法・理科	2	
教科教育法・生活	2	
教科教育法・音楽	2	
教科教育法・図画工作	2	
教科教育法・家庭	2	
教科教育法・体育	2	
教科教育法・外国語（英語）	2	
<u>日本語学概論</u>	<u>2</u>	
<u>日本語表現法</u>	<u>2</u>	
<u>文章の技術</u>	<u>2</u>	
<u>話し方の技術</u>	<u>2</u>	
<u>日本語文法（古典）</u>	<u>2</u>	

<u>日本語文法（現代）</u>	<u>2</u>	
<u>日本語音声学</u>	<u>2</u>	
<u>日本語史</u>	<u>2</u>	
<u>日本文学概論</u>	<u>2</u>	
<u>日本文学史</u>	<u>2</u>	
<u>日本文学講読（古典）</u>	<u>2</u>	
<u>日本文学講読（現代）</u>	<u>2</u>	
<u>漢文学概論</u>	<u>2</u>	
<u>漢文学講読</u>	<u>2</u>	
<u>書道</u>	<u>1</u>	
<u>書道史</u>	<u>2</u>	
<u>国語科教育法Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>国語科教育法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>国語科教育法Ⅲ</u>	<u>2</u>	
<u>国語科教育法Ⅳ</u>	<u>2</u>	
<u>代数学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>代数学Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>代数学Ⅲ</u>	<u>2</u>	
<u>幾何学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>幾何学Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>幾何学Ⅲ</u>	<u>2</u>	
<u>解析学Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>解析学Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>解析学Ⅲ</u>	<u>2</u>	
<u>確率・統計論Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>確率・統計論Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>コンピュータ概論</u>	<u>2</u>	
<u>数学科教育法Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>数学科教育法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>数学科教育法Ⅲ</u>	<u>2</u>	

<u>数学科教育法Ⅳ</u>	<u>2</u>	
<u>英語学概論</u>	<u>2</u>	
<u>英語の歴史</u>	<u>2</u>	
<u>英語の文法</u>	<u>2</u>	
<u>英語発音トレーニング</u>	<u>1</u>	
<u>English Vocabulary Building</u>	<u>1</u>	
<u>英語文学概論</u>	<u>2</u>	
<u>イギリス・アメリカ文学史</u>	<u>2</u>	
<u>英語文学作品研究A</u>	<u>2</u>	
<u>英語文学作品研究B</u>	<u>2</u>	
<u>英語コミュニケーションⅠ</u>	<u>1</u>	
<u>英語コミュニケーションⅡ</u>	<u>1</u>	
<u>英語コミュニケーションⅢ</u>	<u>1</u>	
<u>英語コミュニケーションⅣ</u>	<u>1</u>	
<u>英米文化概論</u>	<u>2</u>	
<u>異文化コミュニケーション論</u>	<u>2</u>	
<u>英語科教育法Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>英語科教育法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>英語科教育法Ⅲ</u>	<u>2</u>	
<u>英語科教育法Ⅳ</u>	<u>2</u>	
特別支援教育基礎理論	2	
知的障害児の心理	2	
知的障害児の生理・病理	2	
肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
病弱児の心理・生理・病理	2	
知的障害児教育論	2	
知的障害児教育指導法	2	
肢体不自由児教育論	2	
病弱児教育論	2	
視覚障害児の心理・生理・病理	1	

聴覚障害児の心理・生理・病理	1	
視覚障害児教育指導法	1	
聴覚障害児教育指導法	1	
発達障害児教育Ⅰ	2	
発達障害児教育Ⅱ	2	
幼児教育課程論	2	
子ども理解	1	
子どもと健康	2	
子どもと人間関係	2	
子どもと環境	2	
子どもと言葉	2	
子どもと音楽表現Ⅰ	1	
子どもと音楽表現Ⅱ	1	
子どもと造形表現Ⅰ	1	
子どもと造形表現Ⅱ	1	
子どもと身体表現Ⅰ	1	
子どもと身体表現Ⅱ	1	
保育内容（総論）	2	
保育内容（健康）	2	
保育内容（人間関係）	2	
保育内容（環境）	2	
保育内容（言葉）	2	
保育内容（表現）	2	
保育原理	2	
子ども家庭福祉	2	
社会福祉論	2	
子ども家庭支援論	2	
社会的養護Ⅰ	2	
社会的養護Ⅱ	1	
保育者論	2	

子ども家庭支援の心理学	2	
子どもの理解と援助	1	
子どもの保健	2	
子どもの食と栄養	2	
乳児保育論	2	
乳児保育演習	1	
子どもの健康と安全	1	
障害児保育Ⅰ	2	
障害児保育Ⅱ	2	
子育て支援	1	
保育学入門	2	
教育実習事前事後指導（小幼）	1	
教育実習（小幼）	4	
教育実習事前事後指導（幼小）	1	
教育実習（幼小）	4	
<u>教育実習事前事後指導（中高）</u>	<u>1</u>	
<u>教育実習（中高）</u>	<u>4</u>	
教育実習事前事後指導（特）	1	
教育実習（特）	2	
保育実習指導ⅠA（保育所・施設）	1	
保育実習指導ⅠB（保育所・施設）	1	
保育実習Ⅰ（保育所・施設）	4	
保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	
保育実習Ⅱ（保育所）	2	
保育実習指導Ⅲ（施設）	1	
保育実習Ⅲ（施設）	2	
<u>教職実践演習（幼小中高）</u>	<u>2</u>	
保育・教職実践演習（幼）	2	
（発展科目）		
子どもと文学	2	

子どもと絵本	2	
子育てと社会	2	
子どもと人権	2	
子どもと遊び	2	
日本文学講義	2	
社会言語学	2	
読書と豊かな人間性	2	
英語教材研究Ⅰ	2	
英語教材研究Ⅱ	2	
英語プレゼンテーション	2	
日英翻訳ワークショップ	1	
日英通訳ワークショップ	1	
児童心理学	2	
学習心理学	2	
教育評価	2	
教育哲学	2	
教育制度	2	
教育法規	2	
防災・安全教育	2	
海外教育事情	2	
ピアノ実技Ⅰ	1	
ピアノ実技Ⅱ	1	
ピアノ実技Ⅲ	1	
造形表現指導法	1	
水泳実習	1	
スキー実習	1	
児童運動指導法	2	
基礎数学Ⅰ	2	
基礎数学Ⅱ	2	
数学演習Ⅰ	1	

数学演習Ⅱ	1	
数学演習Ⅲ	1	
数学演習Ⅳ	1	
統計学入門	2	
代数学応用	2	
幾何学応用	2	
解析学応用	2	
小学校観察実習	1	
幼稚園観察実習	1	
学校園体験活動Ⅰ	1	
学校園体験活動Ⅱ	1	
学級経営入門	2	
模擬授業演習	2	
教育とメディア	2	
理科観察・実験	2	
小中・中高一貫校育（国語）	2	
小中・中高一貫教育（算数・数学）	2	
小中・中高一貫教育（外国語活動・外国語）	2	
海外芸術・教育研修	3	
海外教育実地研究	3	
米国教育研修	3	

〔凡例〕

【中一種免（国語）、高一種免（国語）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、国語に関連する科目：紫色

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

【中一種免（英語）、高一種免（英語）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、英語に関連する科目：ピンク色

【中一種免（国語）、高一種免（国語）、中一種免（数学）、高一種免（数学）、中一種免（英語）、高一種免（英語）】
 ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

別表第 1－5 削除

別表第 1－6 教育学部 スポーツ教育学科専門教育科目群

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
(基本科目)			
スポーツ教育学総論	2		
スポーツ統計学	2		
教育学概論	2		
スポーツ原理	2		
スポーツ政策論	2		
ジュニアスポーツ指導者論	2		
運動発達心理学	2		
(演習科目)			
スポーツ教育学基礎演習Ⅰ	2		
スポーツ教育学基礎演習Ⅱ	2		
スポーツ教育学専門演習Ⅰ	2		
スポーツ教育学専門演習Ⅱ	2		
スポーツ教育学専門演習Ⅲ	2		
スポーツ教育学専門演習Ⅳ	2		
卒業研究	6		
(基幹科目)			
コーチング論		2	
保健体育科教育法Ⅰ		2	
保健体育科教育法Ⅱ		2	
学校保健		2	
学校体育経営論		2	

スポーツカウンセリング総論	2	
メンタルトレーニング	2	
ソーシャルサポート	2	
障がい者スポーツ総論	2	
地域スポーツ経営論	2	
生涯スポーツ学習論	2	
スポーツマネジメント総論	2	
スポーツ社会学	2	
(発展科目)		
ジュニアスポーツ実践	2	
健康運動実践	2	
解剖生理学	2	
スポーツ生理学	2	
体力測定評価	2	
スポーツ医学	2	
障がい者スポーツ演習	2	
安全救急法	2	
スポーツ運動学	2	
トレーニング論	2	
スポーツ栄養学	2	
公衆衛生学	2	
スポーツ心理学	2	
スポーツバイオメカニクス	2	
教材・教具の研究	2	
エアロビックダンス	1	
体ほぐし	1	
ダンス	1	
器械運動	1	
陸上運動	1	
バレーボール	1	

バドミントン	1	
ソフトボール	1	
バスケットボール	1	
サッカー	1	
ラグビー	1	
武道	1	
水泳	1	
遠泳	1	
スキー	2	
スポーツ文化事情	2	
海外スポーツ教育・文化研修	2	

別表第2（第8条関係）

別表第2－1 教職課程（スポーツ教育学科）

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教育 の基 礎的 理解 に関 する 科目	教育原理（中等）	2		
	教職論（中等）	2		
	教育社会学（中等）	2		
	教育心理学（中等）	2		
	特別支援教育入門（中等）	1		
	教育課程論（中等）	2		
道 徳、 総合 的な 学習 の時 間等 の指	道德教育の指導法（中等）	2		中1種免のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法（中等）	1		
	特別活動の指導法（中等）	2		
	教育方法・ICT活用論（中等）	2		
	生徒・進路指導論（中等）	2		
	教育相談（中等）	2		

導法 及び 生徒 指 導、 教育 相談 等に 関す る科 目				
教育 実践 に関 する 科目	教育実習事前事後指導（中等）	1		
	教育実習Ⅰ（中等）	2		
	教育実習Ⅱ（中等）		2	中1種免必修
	教職実践演習（中・高）	2		
	（スポーツ教育学科）			
教科 に関 する 専門 的事 項	体ほぐし	1		
	ダンス	1		
	器械運動	1		
	陸上運動	1		
	バレーボール		1	
	バドミントン		1	
	ソフトボール		1	
	バスケットボール		1	
	サッカー		1	
	ラグビー		1	
	武道	1		
	水泳	1		
	スポーツ原理	2		
				バレーボール・バドミントンから1単位以上、バスケットボール・サッカー・ラグビーから1単位以上を含め3単位以上選択必修

		スポーツ心理学	2		
		学校体育経営論	2		
		スポーツ社会学	2		
		スポーツ運動学	2		
		スポーツバイオメカニクス	2		
		スポーツ生理学	2		
		解剖生理学	2		
		公衆衛生学	2		
		学校保健	2		
		安全救急法	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	保健体育科教育法Ⅰ	2		
		保健体育科教育法Ⅱ	2		
		保健体育科教育法Ⅲ	2		
		保健体育科教育法Ⅳ	2		
大学が独自に設定する科目		人権教育	2		
		道徳教育の指導法(中等)		2	高1種免のみ選択

別表第2-2 司書課程

授業科目			単位		備考
			必修	選択	
司書資格取得	必修科目	生涯学習概論	2		
		図書館概論	2		
		図書館情報技術論	2		

に 関 する 科目		図書館制度・経営論	2		
		図書館サービス概論	2		
		情報サービス論	2		
		児童サービス論	2		
		情報サービス演習Ⅰ	1		
		情報サービス演習Ⅱ	1		
		図書館情報資源概論	2		
		情報資源組織論	2		
		情報資源組織演習Ⅰ	1		
		情報資源組織演習Ⅱ	1		
	選択				
	必修	図書館基礎特論	2		2科目以上
	科目	図書館サービス特論	2		
		図書・図書館史	2		
		図書館施設論	2		

別表第2－3 司書教諭課程

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
司書教諭 資格取得 に関する 科目	学校経営と学校図書館	2		
	学校図書館メディアの構成	2		
	学習指導と学校図書館	2		
	読書と豊かな人間性	2		
	情報メディアの活用	2		

別表第2－4 保育士課程（教育学科）

法定基準				本学基準		備考
	系列	教科目（講義形態）	単位数	教科目	単位数	
教 養 科		外国語、体育以外の科目				
				日本国憲法	2	4単位以 上
				子どもと人権	2	

目				国際理解教育論	2	
				子育てと社会	2	
		外国語（演習）	2以上	総合英語Ⅰ	1	
				総合英語Ⅱ	1	
		体育（講義）	1	健康行動学	2	
		体育（実技）	1	基礎体育学	1	
	教養科目 計		8以上	教養科目 計		9以上
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2	保育原理	2	
		教育原理（講義）	2	教育原理	2	
		子ども家庭福祉（講義）	2	子ども家庭福祉	2	
		社会福祉（講義）	2	社会福祉論	2	
		子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論	2	
		社会的養護Ⅰ（講義）	2	社会的養護Ⅰ	2	
		保育者論（講義）	2	保育者論	2	
科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2	教育心理学	2	
		子ども家庭支援の心理学（講義）	2	子ども家庭支援の心理学	2	
		子どもの理解と援助（演習）	1	子どもの理解と援助	1	
		子どもの保健（講義）	2	子どもの保健	2	
		子どもの食と栄養（演習）	2	子どもの食と栄養	2	
科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2	幼児教育課程論	2	
		保育内容総論（演習）	1	保育内容（総論）	2	
		保育内容演習（演習）	5	保育内容（健康）	2	
				保育内容（人間関係）	2	
				保育内容（環境）	2	

		保育内容の理解と方法 (演習)	4	保育内容 (言葉) 保育内容 (表現) 子どもと音楽表現Ⅰ 子どもと音楽表現Ⅱ 子どもと造形表現Ⅰ 子どもと身体表現Ⅰ	2 2 1 1 1 1	
		乳児保育Ⅰ (講義)	2	乳児保育論	2	
		乳児保育Ⅱ (演習)	1	乳児保育演習	1	
		子どもの健康と安全 (演習)	1	子どもの健康と安全	1	
		障害児保育 (演習)	2	障害児保育Ⅰ	2	
		社会的養護Ⅱ (演習)	1	社会的養護Ⅱ	1	
		子育て支援 (演習)	1	子育て支援	1	
	保育実習	保育実習Ⅰ (演習)	4	保育実習Ⅰ (保育所・施設)	4	
		保育実習指導Ⅰ (演習)	2	保育実習指導ⅠA (保育所・施設)	1	
				保育実習指導ⅠB (保育所・施設)	1	
	総合演習	保育実践演習 (演習)	2	保育・教職実践演習 (幼)	2	
	必修科目 計		51	必修科目 計	57	
選択科目	保育の本質・目的に関する科目			保育学入門	2	
	保育の対象の理解に			子ども理解	1	

関する 科目					
保育の 内容・方 法に関 する科 目			障害児保育Ⅱ 子どもと健康 子どもと人間関係 子どもと環境 子どもと言葉 子どもと造形表現Ⅱ 子どもと身体表現Ⅱ	2 2 2 2 2 1 1	
保育実 習	保育実習Ⅱ（実習） 保育実習指導Ⅱ（演習）	2 1	保育実習Ⅱ（保育所） 保育実習指導Ⅱ（保育 所）	2 1	いずれか 必修3単 位
	保育実習Ⅲ（実習） 保育実習指導Ⅲ（演習）	2 1	保育実習Ⅲ（施設） 保育実習指導Ⅲ（施設）	2 1	
選択必修科目 計		9以上	選択必修科目 計		9以上

○神戸親和大学学位規程（案）

平成13年 5 月 24 日

制定

令和 6 年 月 日最新改正

（趣旨）

第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の 2 及び学位規則（昭和28年文部省令第 9 号）の規定に基づき神戸親和大学（以下「本学」という。）において授与する学位については、神戸親和大学学則（昭和41年 4 月 1 日制定）及び神戸親和大学大学院学則（平成13年 5 月 24 日制定）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（学位の授与）

第 2 条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

（学士の学位授与の要件）

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第 4 条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

（修士の学位の申請）

第 5 条 修士の学位を申請する者は、所定の申請書に修士学位申請論文（以下「修士論文」という。）4 部を添えて、学生サービスセンター事務局大学院担当を通じて研究科長に提出するものとする。

第 6 条 修士論文を提出し得る期間は 5 年以内とし、同提出期限は、別に定める。

（修士論文の審査及び試験）

第 7 条 研究科委員会が修士論文を受理したときは、次の手続によって、修士学位授与に関する議決をしなければならない。

- （1）研究科委員会は、大学院研究指導教員の中から主査 1 名、副査 2 名の論文審査委員を選定する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、上記の論文審査委員のうち副査 1 名を研究科委員会以外の者から選定することができる。
- （2）論文審査委員は論文審査を行い、最終試験を行う。最終試験は、論文提出者が広い視野に立ち、専攻の学問分野について精深な学識と研究をする能力を有することを確認するため、提出論文を中心に、これに関連ある研究領域につき、口頭試問によってこれを行う。
- （3）論文の審査基準及び最終試験実施要項については別にこれを定める。

(4) 成績は、論文評価及び最終試験評価による総合評価とし、主査が副査の意見を徴して決定する。成績の表示は、優・良・可・不可をもってする。

(5) 論文審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。

(6) 研究科委員会において修士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

(学位記)

第8条 学長は、教授会又は研究科委員会において、学位の授与を決定された者に、別記様式の学位記を授与する。

2 学士及び修士の学位記の授与の時期は、毎年3月及び9月とする。

(専攻分野の名称)

第9条 本学において授与する学位には、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は別表のとおりとする。

(学位の名称)

第10条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、本学の名称を付記しなければならない。

(学位の取得)

第11条 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき、又は学位を授与された者にその榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は次に規定する各機関の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させる。

(1) 学士の学位にあつては教授会

(2) 修士の学位にあつては研究科委員会

2 前項の規定による議決をするためには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を要する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会において決定する。ただし、学士の学位に関する条項については教授会、修士の学位に関する条項については研究科委員会において決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月28日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式1及び別表（第9条 学位に付記する専攻分野の名称）は、平成17年度入学生から適用し、平成15年度から平成16年度までに入学した者は下表、平成14年度以前に入学した者については、従前の例による。

学部	学科	名称
文学部	総合文化学科	文化学
	児童教育学科	児童教育学
	心理臨床学科	心理学
	福祉臨床学科	社会福祉学

附 則

この規程は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式1及び別表（第9条 学位に付記する専攻分野の名称）は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度までに入学した者は下表による。

学部	学科	名称
文学部	総合文化学科	文化学
発達教育学部	児童教育学科	児童教育学
	心理学科	心理学
	福祉臨床学科	社会福祉学
	ジュニアスポーツ教育学科	スポーツ教育学

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別記様式1及び別表（第9条 学位に付記する専攻分野の名称）は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度に入学した者は下表による。

学部	学科	名称
文学部	国際文化学科	文化学
	心理学科	心理学
発達教育学部	児童教育学科	児童教育学
	ジュニアスポーツ教育学科	ジュニアスポーツ教育学

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

学位に付記する専攻分野の名称

1 学士学位

学部	学科	名称
文学部	国際文化学科	文化学
	心理学科	心理学
教育学部	教育学科	教育学
	スポーツ教育学科	スポーツ教育学

2 修士学位

研究科	専攻	名称
文学研究科	心理臨床学専攻	心理学
	教育学専攻	教育学

別記様式(第8条関係)

1 第3条の規定による学士の学位記
の様式

証第	号
学 士 学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学文学部〇〇学科の課程を修め本 学を卒業したので学士(〇〇〇)の学 位を授与する	
年 月 日	
神戸親和大学長	印

2 第4条の規定による修士の学位記
の様式

証第	号
修 士 学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院文学研究科〇〇専攻の修 士課程を修了したので修士(〇〇〇) の学位を授与する	
年 月 日	
神戸親和大学長	印

○神戸親和大学履修規程（案）

平成30年2月13日

制定

最新改正 令和6年 月 日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、神戸親和大学学則（昭和41年4月1日制定）（以下「学則」という。）に定めるもののほか、学則第8条第2項に規定する履修方法及び同第31条第2項に規定する編入学生の既修得単位（以下「その他の単位認定」という。）等の取り扱いについて定める。

第2章 履修方法

（履修）

第2条 履修科目は、学則及び本規程に従い、履修者自身が決定するものとする。

（履修科目の登録及び登録時期）

第3条 学則第11条に規定する履修科目の登録において、秋学期の開講科目についても、原則として年度始めの履修登録期間において登録するものとする。

2 前項にかかわらず、次の者については、秋学期始めの所定の期間に履修科目の登録を行うことができる。

- (1) 春学期を休学し、秋学期に復学する者
- (2) 神戸親和大学学部留学規程に基づき留学した者

（履修登録単位数の上限）

第4条 年間の履修登録単位数は、各年次50単位未満とする。ただし、単位互換（一部を除く）、通信プログラム及び卒業に必要な単位数に含めることができない履修単位は、その対象外とする。

2 前項にかかわらず、直近の年間GPAが、3.2以上の者は、1年間の履修単位の上限を56単位未満とする。

（科目の配当年次）

第5条 授業科目は、別に定める配当年次以上で履修し、その単位を修得することができる。

2 指定された配当年次に単位を修得できなかった必修科目及び選択科目は、原則として、次の学期又は年次に再履修しなければならない。

ただし、他の授業科目の履修をもってその必要要件を満たす場合は、この限りでない。

(エクステンション科目の履修)

第6条 各学科が提供するエクステンション科目は全学において履修することができる。

2 エクステンション科目は、別に定める。

3 エクステンション科目は、提供学科が定める配当年次以上に履修し、その単位を修得することができる。

4 第1項により修得した単位数は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(他学科等の科目の履修)

第7条 他学科等の科目は、別に定める基準を満たし、許可された場合に限り、履修することができる。

2 前項の科目は、提供学科等が定める配当年次以上に履修し、その単位を修得することができる。

3 第1項により修得した単位数は、卒業に必要な単位数に含めることはできない。

(通信プログラム科目の履修)

第8条 本学通信教育部で開講している授業科目は、別に定める基準を満たし、許可された場合に限り、履修することができる。

2 前項の科目は、本学通信教育部が定める配当年次以上に履修し、その単位を修得することができる。

3 第1項により修得した単位数は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(履修登録の変更等)

第9条 第3条による履修登録後、別に定める履修確認期間内に限り、履修科目を変更することができる。ただし、履修登録者数が授業実施に際して支障をきたすと本学が判断した授業科目については、追加で履修登録することはできない。

2 前項の履修変更後、別に定める履修取消期間内に限り、履修取消を行うことができる。ただし、卒業年次生は、履修取消を行うことはできない。

3 あらかじめ履修クラスが指定されている履修科目については、原則として履修クラスの変更を認めない。

(休学による履修登録の取消)

第10条 履修登録後に休学した場合は、当該学期に履修登録したすべての授業科目を取消す。ただし、単位修得済みの授業科目は除く。

(授業科目の重複履修登録等)

第11条 既に単位を修得した科目と同一の科目は、再度履修登録することができない。

2 同一時限に複数の授業科目を履修登録することはできない。ただし、隔週開講などの授業科目を除く。

3 同一年次で春学期及び秋学期の両学期に開講している科目は、卒業に必要な単位数を満たすため等の特別な場合を除き、両学期双方での履修登録はできない。

(履修者の少ない科目の取り扱い)

第12条 履修者が1名の科目については、特別な事由がない限り不開講とする。

2 履修者が、履修確認期間後に4名以下となった場合は特別な事由がない限り不開講とする。

3 専門教育科目群の各学科の専門演習Ⅰ及び同Ⅱについては、3名以上で開講することとする。

(履修コース及び取得可能免許・資格等)

第13条 教育学部教育学科の学生は、次のいずれかのコースに所属し、原則2年次初めに決定するものとする。各コースにおいて取得することができる教員免許状及び保育士資格は次の通りとする。各コースの専門科目の単位修得の方法については、別表に定める。なお、コースを変更した場合は、既修得単位はすべて卒業に必要な単位数に算入する。

小学校・中高教育コース：小学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状（国語、数学又は英語）高等学校教諭一種免許状（国語、数学又は英語）

小学校教育プラスコース：小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状

幼児教育・保育コース：保育士資格及び幼稚園教諭一種免許状

2 前項に規定する保育士資格の取得可能者は、教育学科における入学定員のうちの120名とする。

3 第1項に規定する特別支援学校教諭一種免許状の取得可能者は、教育学科における入学定員のうちの50名とする。

第3章 履修科目の試験及び単位認定

(試験)

第14条 履修した授業科目の単位の認定は、試験による。

2 試験は、履修登録した授業科目のみについて受験できる。

第15条 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（レポート、授業時に行う随時の試験等）とする。

2 単位の認定は、定期試験、定期試験以外の方法又はそれらの組み合わせによるものとし、

授業科目担当者がシラバス等に定める方法により行う。

- 3 試験において不正行為があった場合は、当該授業科目のその年度の成績評価を0点とし、神戸親和大学学生懲戒規程による懲戒処分の対象となる。

(定期試験)

第16条 定期試験は、授業科目担当者が指定する科目について、春学期又は秋学期の授業期間外の別に定める期間に行う。

- 2 定期試験は、次の各号に従い、受験するものとする。

- (1) 指定された日時及び教室で受験しなければならない。
- (2) 受験の際には、学生証を机上に置き、監督者の確認を受けなければならない。
- (3) 受験に当たっては、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- (4) 試験時間の1/2以上遅刻した者は、受験できない。
- (5) 受験者は、試験開始後試験時間の1/2以上を経過しないと退室できない。
- (6) 受験者は、必ず答案を提出しなければならない。
- (7) 氏名及び学籍番号を記入していない場合は、無効とすることがある。

- 3 定期試験を欠席した場合は、原則として、別に定める欠席届の対象となる理由がある場合に限り、同様に行う。欠席届については、原則として欠席した定期試験の日から7日以内に学生サービスセンター事務局教務担当（以下、「教務担当」という。）に提出しなければならない。

(レポートによる試験)

第17条 レポートによる試験については、授業科目担当者の定めた期限までに、授業科目担当者が定めた方法により提出しなければならない。

(試験における学費滞納者の扱い)

第18条 学費を滞納している者は、学校法人学費規程に定める納入期限内に延滞料滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定を行わない。

(成績評価)

第19条 授業科目の成績評価は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

- 2 成績証明書表記は、次の4段階で行う。

可否	合格				不合格	
評価	100点～80点	79点～70点	69点～60点	合	59点～0点	否

成績証明書表記	優	良	可	合	表記しない
---------	---	---	---	---	-------

3 100点満点で評価しない授業科目は、合又は否若しくは優、良、可又は不可と表記する。

4 原則として、3分の2以上の出席がない授業科目の成績評価は0点又は否とする。ただし、授業科目によっては、5分の4以上の出席がない場合、成績評価を0点又は否とする。

(GPAの算出)

第20条 前条の規定による成績評価に対して、次の方法でGPA (Grade Point Average) を算出する。(小数点第3位を四捨五入)

GPA = $\frac{\text{履修登録総単位数} \times \text{ポイントの合計}}{\text{履修登録総単位数}}$

履修登録総単位数								
点数	100点～	89点～	84点～	79点～	74点～	69点～	64点～	59点～0
	90点	85点	80点	75点	70点	65点	60点	点
ポイント	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.0

2 GPAは、成績証明書に付記する。

(GPA対象外科目)

第21条 グレード別クラスを設けている授業科目及び100点満点で評価しない授業科目は、前条におけるGPA算出の対象としない。

(GPAによる学生指導)

第22条 当該年度のGPAが1.0未満の学生については、学修意欲の確認、履修計画の作成等、指導教員による指導を行う。

2 前項による指導を行っても、学修意欲等の改善が認められない者には退学を勧告することがある。

(単位認定)

第23条 成績評価の結果、合格した場合は単位を認定する。

2 前項にかかわらず、所定の期日内に履修登録をしていない授業科目については、単位認定を行わない。

(成績登録)

第24条 前条によって単位認定された履修科目の成績評価は、本学所定の成績原簿に登録する。

第4章 その他の単位認定

(資格等の単位認定)

第25条 TOEIC、TOEFL iBT、実用英語技能検定、中国語検定及び情報処理技術者試験

等による単位認定は、合格した級や区分に応じて別表第2～別表第4に定めるとおり6単位を超えない範囲で行う。

2 第1項による単位認定を希望する場合は、各学期の履修登録期間又は履修確認期間内にスコア又は合格を確認できる書類を教務担当に提出しなければならない。

3 第1項により認定した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(編入学生の単位認定)

第26条 学則第31条第2項に規定する単位認定については、神戸親和大学単位認定取扱要領（以下「単位認定取扱要領」という。）に基づいて行う。ただし、教育職員免許状の取得のための科目及び単位数に関しては、科目ごとに本学授業科目に読み替えて認定する。

2 第1項による単位認定を希望する場合は、単位認定取扱要領に定める手続きを必要とする。なお、教員免許状取得を希望する場合は、編入学前の大学等発行の学力に関する証明書を教務担当に提出するものとする。

(認定単位の内訳)

第27条 第26条において認定する卒業に必要な単位数の内訳は、各学科において決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日をもって、神戸親和大学試験に関する規程は、廃止する。

3 第21条の規定において、2010年度以前の入学生は「海外芸術・教育研修」もGPA対象外とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から、施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

①小学校・中高教育コース

	科目区分		授業科目の名称	単位数	年次	備考
専門 教育 科目	必修 科目	基本 科目	<u>教育原理</u>	<u>2</u>	1	
			<u>教職論</u>	<u>2</u>	1	
			<u>教育社会学</u>	<u>2</u>	2	
			<u>教育心理学</u>	<u>2</u>	1	
			<u>特別支援教育入門</u>	<u>1</u>	2	
			<u>教育方法・ICT活用論</u>	<u>2</u>	2	
			<u>教育相談</u>	<u>2</u>	3	
			<u>人権教育</u>	<u>2</u>	3	
		演習 科目	教育学基礎演習Ⅰ	2	2	
			教育学基礎演習Ⅱ	2	2	
			教育学専門演習Ⅰ	2	3	
			教育学専門演習Ⅱ	2	3	
			教育学専門演習Ⅲ	2	4	
			教育学専門演習Ⅳ	2	4	
			卒業研究	6	4	
	選択 科目	小学 校教 育科 目	<u>教育課程論</u>	<u>2</u>	2	小学校教育科目から18 単位以上修得すること。
			<u>道德教育の指導法</u>	<u>2</u>	2	
			<u>総合的な学習の時間の指導法</u>	<u>1</u>	3	
			<u>特別活動の指導法</u>	<u>2</u>	3	
			<u>生徒・進路指導論</u>	<u>2</u>	3	
			国語	2	2	
			社会	2	2	
			算数	2	2	
			理科	2	2	

		生活	2	2	
		音楽Ⅰ	1	1	
		音楽Ⅱ	1	2	
		図画工作Ⅰ	1	1	
		図画工作Ⅱ	1	1	
		家庭	2	2	
		体育Ⅰ	1	1	
		体育Ⅱ	1	2	
		外国語（英語）	2	1	
		教科教育法・国語	2	3	
		教科教育法・社会	2	3	
		教科教育法・算数	2	3	
		教科教育法・理科	2	3	
		教科教育法・生活	2	2	
		教科教育法・音楽	2	3	
		教科教育法・図画工作	2	2	
		教科教育法・家庭	2	2	
		教科教育法・体育	2	2	
		教科教育法・外国語（英語）	2	2	
	中高	<u>日本語学概論</u>	<u>2</u>	2	※2参照
	教育	<u>日本語表現法</u>	<u>2</u>	2	
	科目	<u>文章の技術</u>	<u>2</u>	1	
	（国	<u>話し方の技術</u>	<u>2</u>	2	
	語）	<u>日本語文法（古典）</u>	<u>2</u>	2	
		<u>日本語文法（現代）</u>	<u>2</u>	3	
		<u>日本語音声学</u>	<u>2</u>	2	
		<u>日本語史</u>	<u>2</u>	3	
		<u>日本文学概論</u>	<u>2</u>	1	
		<u>日本文学史</u>	<u>2</u>	1	
		<u>日本文学講読（古典）</u>	<u>2</u>	3	

		<u>日本文学講読（現代）</u>	<u>2</u>	3	中免のみ 中免のみ
		<u>漢文学概論</u>	<u>2</u>	1	
		<u>漢文学講読</u>	<u>2</u>	3	
		<u>書道</u>	<u>1</u>	2	
		<u>書道史</u>	<u>2</u>	2	
		<u>国語科教育法Ⅰ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>国語科教育法Ⅱ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>国語科教育法Ⅲ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>国語科教育法Ⅳ</u>	<u>2</u>	3	
	中高 教育 科目 （数 学）	<u>代数学Ⅰ</u>	<u>2</u>	1	※3参照
		<u>代数学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>代数学Ⅲ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>幾何学Ⅰ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>幾何学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>幾何学Ⅲ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>解析学Ⅰ</u>	<u>2</u>	1	
		<u>解析学Ⅱ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>解析学Ⅲ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>確率・統計論Ⅰ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>確率・統計論Ⅱ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>コンピュータ概論</u>	<u>2</u>	2	
		<u>数学科教育法Ⅰ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>数学科教育法Ⅱ</u>	<u>2</u>	2	
		<u>数学科教育法Ⅲ</u>	<u>2</u>	3	
		<u>数学科教育法Ⅳ</u>	<u>2</u>	3	
	中高 教育 科目 （英 語）	<u>英語学概論</u>	<u>2</u>	2	※4参照
		<u>英語の歴史</u>	<u>2</u>	2	
		<u>英語の文法</u>	<u>2</u>	1	
		<u>英語発音トレーニング</u>	<u>1</u>	1	
		<u>English Vocabulary Building</u>	<u>1</u>	1	

		英語文学概論	2	1	
		イギリス・アメリカ文学史	2	2	
		英語文学作品研究A	2	3	
		英語文学作品研究B	2	3	
		英語コミュニケーションⅠ	1	1	
		英語コミュニケーションⅡ	1	1	
		英語コミュニケーションⅢ	1	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1	2	
		比較文化論	2	3	国際文化学科開設科目
		英米文化概論	2	1	
		異文化コミュニケーション論	2	3	
		英語科教育法Ⅰ	2	2	
		英語科教育法Ⅱ	2	2	
		英語科教育法Ⅲ	2	3	
		英語科教育法Ⅳ	2	3	
教職 実践 科目		教育実習事前事後指導（小幼）	1	3	
		教育実習（小幼）	4	3	
		教育実習事前事後指導（中高）	1	4	
		教育実習（中高）	4	4	
		教職実践演習（幼小中高）	2	4	
発展 科目		特別支援教育基礎理論	2	1	発展科目から8単位以上 修得すること。
		知的障害児教育論	2	2	
		肢体不自由児教育論	2	1	
		発達障害児教育Ⅰ	2	3	
		発達障害児教育Ⅱ	2	4	
		子どもと文学	2	2	
		子どもと絵本*1	2	3	
		子育てと社会	2	2	
		子どもと人権	2	1	
		子どもと遊び	2	2	

		日本文学講義＊1	2	3
		社会言語学＊1	2	3
		子どもと言葉＊1	2	1
		文学と文化＊1	2	2
		読書と豊かな人間性＊1	2	2
		英語教材研究Ⅰ＊3	2	2
		英語教材研究Ⅱ＊3	2	3
		英語プレゼンテーション＊3	2	3
		日英翻訳ワークショップ＊3	1	4
		日英通訳ワークショップ＊3	1	3
		児童心理学	2	1
		学習心理学	2	2
		教育評価	2	3
		教育哲学	2	3
		教育制度	2	4
		教育法規	2	3
		防災・安全教育	2	3
		海外教育事情＊3	2	1
		ピアノ実技Ⅰ	1	1
		ピアノ実技Ⅱ	1	2
		ピアノ実技Ⅲ	1	3
		造形表現指導法	1	4
		水泳実習	1	1
		スキー実習	1	1
		児童運動指導法	2	4
		基礎数学Ⅰ＊2	2	1
		基礎数学Ⅱ＊2	2	1
		数学演習Ⅰ＊2	1	3
		数学演習Ⅱ＊2	1	3
		数学演習Ⅲ＊2	1	4

		数学演習Ⅳ＊2	1	4
		統計学入門＊2	2	1
		代数学応用＊2	2	4
		幾何学応用＊2	2	4
		解析学応用＊2	2	4
		小学校観察実習	1	2
		幼稚園観察実習	1	2
		学校園体験活動Ⅰ	1	2
		学校園体験活動Ⅱ	1	3
		学級経営入門	2	4
		模擬授業演習	2	4
		教育とメディア	2	2
		理科観察・実験	2	4
		小中・中高一貫教育（国語）＊1	2	4
		小中・中高一貫教育（算数・数学）＊2	2	4
		小中・中高一貫教育（外国語活動・外国語）＊3	2	4
		海外芸術・教育研修	3	1
		海外教育実地研究＊3	3	2
		米国教育研修＊3	3	3

〔凡例〕

【中一種免（国語），高一種免（国語）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、国語に関連する科目：紫色

【中一種免（数学），高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

【中一種免（英語），高一種免（英語）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、英語に関連する科目：ピンク色

【中一種免（国語）、高一種免（国語）、中一種免（数学）、高一種免（数学）、中一種免（英語）、高一種免（英語）】

- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

※1 専門教育科目の必修33単位に加え、選択科目から71単位以上、合計104単位以上修得しなければならない。

※2 小学校・中高教育コースにおいて中学校及び高等学校の教職課程（国語）の科目を履修する者は、小学校教育科目から18単位以上、国語科教育法Ⅰ～Ⅳを除く中学校教育科目（国語）から16単位以上、発展科目から8単位以上（※1から4単位以上）を含め、選択科目から合計71単位以上を修得しなければならない。

※3 小学校・中高教育コースにおいて中学校及び高等学校の教職課程（数学）の科目を履修する者は、小学校教育科目から18単位以上、数学科教育法Ⅰ～Ⅳを除く中学校教育科目（数学）から16単位以上、発展科目から8単位以上（※2から4単位以上）を含め、選択科目から合計71単位以上を修得しなければならない。

※4 小学校・中高教育コースにおいて中学校及び高等学校の教職課程（英語）の科目を履修する者は、小学校教育科目から18単位以上、英語科教育法Ⅰ～Ⅳを除く中学校教育科目（英語）から16単位以上、発展科目から8単位以上（※3から4単位以上）を含め、選択科目から合計71単位以上を修得しなければならない。

※5 学則における教育学科の基幹科目のうち、特別支援教育科目の「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児教育論」、「肢体不自由児教育論」、「発達障害児教育Ⅰ」、「発達障害児教育Ⅱ」については、本コース発展科目として履修することができる。

②小学校教育プラスコース（幼児教育科目又は特別支援教育科目を選択）

科目区分	授業科目の名称	単位数	年次	備考
------	---------	-----	----	----

専門 教育 科目	必修 科目	基本 科目	教育原理	2	1	
			教職論	2	1	
			教育社会学	2	2	
			教育心理学	2	1	
			特別支援教育入門	1	2	
			教育方法・ICT活用論	2	2	
			教育相談	2	3	
			人権教育	2	3	
		演習 科目	教育学基礎演習Ⅰ	2	2	
			教育学基礎演習Ⅱ	2	2	
			教育学専門演習Ⅰ	2	3	
			教育学専門演習Ⅱ	2	3	
			教育学専門演習Ⅲ	2	4	
			教育学専門演習Ⅳ	2	4	
			卒業研究	6	4	
	選択 科目	小学 校教 育科 目	教育課程論	2	2	小学校教育科目から18 単位以上修得すること。
			道德教育の指導法	2	2	
			総合的な学習の時間の指導法	1	3	
			特別活動の指導法	2	3	
			生徒・進路指導論	2	3	
			国語	2	2	
			社会	2	2	
			算数	2	2	
			理科	2	2	
			生活	2	2	
			音楽Ⅰ	1	1	
			音楽Ⅱ	1	2	
			図画工作Ⅰ	1	1	
			図画工作Ⅱ	1	1	
			家庭	2	2	

		体育Ⅰ	1	1
		体育Ⅱ	1	2
		外国語（英語）	2	1
		教科教育法・国語	2	3
		教科教育法・社会	2	3
		教科教育法・算数	2	3
		教科教育法・理科	2	3
		教科教育法・生活	2	2
		教科教育法・音楽	2	3
		教科教育法・図画工作	2	2
		教科教育法・家庭	2	2
		教科教育法・体育	2	2
		教科教育法・外国語（英語）	2	2
	特別 支援 教育 科目	特別支援教育基礎理論	2	1
		知的障害児の心理	2	2
		知的障害児の生理・病理	2	2
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2	2
		病弱児の心理・生理・病理	2	3
		知的障害児教育論	2	2
		知的障害児教育指導法	2	2
		肢体不自由児教育論	2	1
		病弱児教育論	2	3
		視覚障害児の心理・生理・病理	1	4
		聴覚障害児の心理・生理・病理	1	2
		視覚障害児教育指導法	1	4
		聴覚障害児教育指導法	1	2
		発達障害児教育Ⅰ	2	3
		発達障害児教育Ⅱ	2	4
	幼児	幼児教育課程論	2	3

	教育 科目	子ども理解	1	3	
		子どもと健康	2	1	
		子どもと人間関係	2	2	
		子どもと環境	2	2	
		子どもと言葉	2	1	
		子どもと音楽表現Ⅰ	1	1	
		子どもと音楽表現Ⅱ	1	2	
		子どもと造形表現Ⅰ	1	1	
		子どもと造形表現Ⅱ	1	1	
		子どもと身体表現Ⅰ	1	1	
		子どもと身体表現Ⅱ	1	2	
		保育内容（総論）	2	1	
		保育内容（健康）	2	2	
		保育内容（人間関係）	2	2	
		保育内容（環境）	2	2	
		保育内容（言葉）	2	2	
		保育内容（表現）	2	2	
	教職 実践 科目	教育実習事前事後指導（小幼）	1	3	
		教育実習（小幼）	4	3	
		教育実習事前事後指導（特）	1	4	
		教育実習（特）	2	4	
		教職実践演習（幼小中高）	2	4	
	発展 科目	子どもと文学	2	2	発展科目から8単位以上 修得すること。
		子どもと絵本	2	3	
		子育てと社会	2	2	
		子どもと人権	2	1	
		子どもと遊び	2	2	
		日本文学講義	2	3	
		社会言語学	2	3	
		文学と文化	2	2	

		読書と豊かな人間性	2	2
		英語教材研究Ⅰ	2	2
		英語教材研究Ⅱ	2	3
		英語プレゼンテーション	2	3
		日英翻訳ワークショップ	1	4
		日英通訳ワークショップ	1	3
		児童心理学	2	1
		学習心理学	2	2
		教育評価	2	3
		教育哲学	2	3
		教育制度	2	4
		教育法規	2	3
		防災・安全教育	2	3
		海外教育事情	2	1
		ピアノ実技Ⅰ	1	1
		ピアノ実技Ⅱ	1	2
		ピアノ実技Ⅲ	1	3
		造形表現指導法	1	4
		水泳実習	1	1
		スキー実習	1	1
		児童運動指導法	2	4
		基礎数学Ⅰ	2	1
		基礎数学Ⅱ	2	1
		数学演習Ⅰ	1	3
		数学演習Ⅱ	1	3
		数学演習Ⅲ	1	4
		数学演習Ⅳ	1	4
		統計学入門	2	1
		代数学応用	2	4
		幾何学応用	2	4

		解析学応用	2	4
		小学校観察実習	1	2
		幼稚園観察実習	1	2
		学校園体験活動Ⅰ	1	2
		学校園体験活動Ⅱ	1	3
		学級経営入門	2	4
		模擬授業演習	2	4
		教育とメディア	2	2
		理科観察・実験	2	4
		小中・中高一貫教育（国語）	2	4
		小中・中高一貫教育（算数・数学）	2	4
		小中・中高一貫教育（外国語活動・外国語）	2	4
		海外芸術・教育研修	3	1
		海外教育実地研究	3	2
		米国教育研修	3	3

※1 専門教育科目の必修33単位に加え、選択科目から71単位以上、合計104単位以上修得しなければならない。

※2 小学校教育プラスコースを修了しようとする者は、必修科目に加え、小学校教育科目から18単位、発展科目から8単位を必ず含み、選択科目から71単位以上修得しなければならない。

③幼児教育・保育コース

	科目区分		授業科目の名称	単位数	年次	備考
専門 教育 科目	必修 科目	基本 科目	教育原理	2	1	
			教職論	2	1	
			教育社会学	2	2	
			教育心理学	2	1	
			特別支援教育入門	1	2	
			教育方法・ICT活用論	2	2	

		教育相談	2	3	
		人権教育	2	3	
演習 科目		教育学基礎演習Ⅰ	2	2	
		教育学基礎演習Ⅱ	2	2	
		教育学専門演習Ⅰ	2	3	
		教育学専門演習Ⅱ	2	3	
		教育学専門演習Ⅲ	2	4	
		教育学専門演習Ⅳ	2	4	
		卒業研究	6	4	
選択 科目	幼児 教育 科目	幼児教育課程論	2	3	幼児教育科目から18単位以上修得すること。
		子ども理解	1	3	
		子どもと健康	2	1	
		子どもと人間関係	2	2	
		子どもと環境	2	2	
		子どもと言葉	2	1	
		子どもと音楽表現Ⅰ	1	1	
		子どもと音楽表現Ⅱ	1	2	
		子どもと造形表現Ⅰ	1	1	
		子どもと造形表現Ⅱ	1	1	
		子どもと身体表現Ⅰ	1	1	
		子どもと身体表現Ⅱ	1	2	
		保育内容（総論）	2	1	
		保育内容（健康）	2	2	
		保育内容（人間関係）	2	2	
		保育内容（環境）	2	2	
		保育内容（言葉）	2	2	
		保育内容（表現）	2	2	
	保育 科目	保育原理	2	1	
		子ども家庭福祉	2	2	
		社会福祉論	2	3	

		子ども家庭支援論	2	3	
		社会的養護Ⅰ	2	1	
		社会的養護Ⅱ	1	2	
		保育者論	2	1	
		子ども家庭支援の心理学	2	3	
		子どもの理解と援助	1	1	
		子どもの保健	2	3	
		子どもの食と栄養	2	3	
		乳児保育論	2	2	
		乳児保育演習	1	2	
		子どもの健康と安全	1	3	
		障害児保育Ⅰ	2	3	
		障害児保育Ⅱ	2	3	
		子育て支援	1	4	
		保育学入門	2	1	
教職 実践 科目	教育実習事前事後指導（幼小）	1	4		
	教育実習（幼小）	4	4		
	保育実習指導ⅠA（保育所・施設）	1	1		
	保育実習指導ⅠB（保育所・施設）	1	2		
	保育実習Ⅰ（保育所・施設）	4	2		
	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	3		
	保育実習Ⅱ（保育所）	2	3		
	保育実習指導Ⅲ（施設）	1	3		
	保育実習Ⅲ（施設）	2	3		
	保育・教職実践演習（幼）	2	4		
発展 科目	特別支援教育基礎理論	2	1		発展科目から8単位以上 修得すること。
	知的障害児教育論	2	2		
	肢体不自由児教育論	2	1		

		発達障害児教育Ⅰ	2	3
		発達障害児教育Ⅱ	2	4
		子どもと文学	2	2
		子どもと絵本	2	3
		子育てと社会	2	2
		子どもと人権	2	1
		子どもと遊び	2	2
		日本文学講義	2	3
		社会言語学	2	3
		文学と文化	2	2
		読書と豊かな人間性	2	2
		英語教材研究Ⅰ	2	2
		英語教材研究Ⅱ	2	3
		英語プレゼンテーション	2	3
		日英翻訳ワークショップ	1	4
		日英通訳ワークショップ	1	3
		児童心理学	2	1
		学習心理学	2	2
		教育評価	2	3
		教育哲学	2	3
		教育制度	2	4
		教育法規	2	3
		防災・安全教育	2	3
		海外教育事情	2	1
		ピアノ実技Ⅰ	1	1
		ピアノ実技Ⅱ	1	2
		ピアノ実技Ⅲ	1	3
		造形表現指導法	1	4
		水泳実習	1	1
		スキー実習	1	1

		児童運動指導法	2	4
		基礎数学Ⅰ	2	1
		基礎数学Ⅱ	2	1
		数学演習Ⅰ	1	3
		数学演習Ⅱ	1	3
		数学演習Ⅲ	1	4
		数学演習Ⅳ	1	4
		統計学入門	2	1
		代数学応用	2	4
		幾何学応用	2	4
		解析学応用	2	4
		小学校観察実習	1	2
		幼稚園観察実習	1	2
		学校園体験活動Ⅰ	1	2
		学校園体験活動Ⅱ	1	3
		学級経営入門	2	4
		模擬授業演習	2	4
		教育とメディア	2	2
		理科観察・実験	2	4
		小中・中高一貫教育（国語）	2	4
		小中・中高一貫教育（算数・数学）	2	4
		小中・中高一貫教育（外国語活動・外国語）	2	4
		海外芸術・教育研修	3	1
		海外教育実地研究	3	2
		米国教育研修	3	3

※1 専門教育科目の必修33単位に加え、選択科目から71単位以上、合計104単位以上修得しなければならない。

※2 幼児教育・保育コースを修了しようとする者は、必修科目に加え、幼児教育科目か

ら18単位、発展科目 8 単位を必ず含み、選択科目から71単位以上修得しなければならない。

※3 学則における教育学科の基幹科目のうち、特別支援教育科目の「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児教育論」、「肢体不自由児教育論」、「発達障害児教育Ⅰ」、「発達障害児教育Ⅱ」については、本コース発展科目として履修することができる。

別表第2（第25条関係）

TOEIC (スコア)	TOEFL iBT (スコア)	実用英語技能 検定(級)	認定単位数	認定科目名 (共通教育科目群)
470～595	39～56	2級	2単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C
600～725	57～78	準1級	4単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C
730～990	79～120	1級	6単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C

別表第3（第25条関係）

資格	認定単位数	認定科目名 (共通教育科目群)
中国語検定3級	2単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C
中国語検定2級	4単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C
中国語検定準1級	6単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C

別表第4（第25条関係）

資格	条件	認定単位数	認定科目名
----	----	-------	-------

			(共通教育科目群)
ITパスポート試験	合格	2単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C
情報セキュリティマネジメン ト試験 基本情報技術者試験	合格	4単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C
応用情報技術者試験	合格	6単位	資格認定科目A 資格認定科目B 資格認定科目C